

錦江町物産館 にしきの里の指定管理者募集要項

錦江町物産館にしきの里（以下「物産館」という。）の効率的、効果的な管理運営のため、錦江町公の施設に係る指定管理者の手続き等に関する条例第2条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

1 対象施設の概要

(1) 名称及び所在地

名 称	所 在 地
錦江町物産館 にしきの里	錦江町神川 3306 番地 18

(2) 施設の概要

別添「錦江町物産館 にしきの里の指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 指定管理者は、錦江町物産館条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い管理を行うこと。
- (2) 業務に関して取得した利用者等の個人情報適切に取り扱うこと。
- (3) 業務に関連して作成又は取得した文書等について個人等の利益を阻害し、又は事業の執行に支障をきたす恐れがある場合等を除き、積極的な情報公開に努めること。
- (4) 指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない
- (5) 指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適正に管理・保存することとする。また、指定期間終了時に当該文書等を町の指示に従って引き渡すこととする。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める。

3 指定管理者の業務等

- (1) 物産館の施設及び付属設備の維持管理に関する業務を行うこと。
- (2) 本町の物産の紹介及び特産品等の魅力向上により産業振興を図ること。
- (3) 本町の観光拠点施設として、観光情報を発信し、他の観光施設や地場産業等への誘導を行うことにより本町の観光振興等を図ること。
- (4) その他、別添仕様書に定めるとおり。

4 担当課

錦江町役場 観光交流課（担当：今隈 電子メール sinko-s@town.kinko.lg.jp）

住 所 〒893-2492 肝属郡錦江町田代麓 8 2 7 番地 1 錦江町役場田代支所

T E L 0994-28-2488

F A X 0994-25-2668

5 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

※管理を継続することが適当でないと認めるときは指定を取り消すことがある。

6 応募資格

錦江町に住所を有する団体又は法人で、次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 指定期間中、安全にかつ円滑に施設の管理運営を行い、利用者サービスを安定して供給できる団体等であること。
- ② 過去 1 年以内に本町又はその他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けてないこと。
- ③ 会社の更生手続開始、更生手続開始等の申立てがなされてないこと。
- ④ 団体が法人の場合にあっては当該団体が、法人でない場合にあっては当該団体の代表が納めるべき税及び公共料金を現に滞納してないこと。
- ⑤ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- ⑥ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条又は第 180 条の 5 第 6 項の規定（議員、首長、委員会委員又は委員の兼業禁止規定）に抵触することとなる団体でないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。

7 決定までのスケジュール

- | | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 質問事項の受付 | 令和 8 年 10 月 9 日（金）～10 月 19 日（月） |
| (2) 申請書の受付 | 令和 8 年 10 月 21 日（水）～10 月 30 日（金） |
| (3) 選定委員会開催 | 令和 8 年 11 月 6 日（金） |
| ※プレゼンテーションを実施し、開催時間、開催場所は追って連絡します。 | |
| (4) 指定管理者候補決定 | 令和 8 年 11 月 |
| (5) 議会の議決 | 令和 8 年 12 月 |
| (6) 指定管理者の指定及び告示 | 令和 8 年 12 月 |
| (7) 指定管理業者の開始 | 令和 9 年 4 月 1 日 |

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受付ける。

- ① 受付期間 令和8年10月9日（金）～令和8年10月19日（月）までの日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- ② 受付方法 別添質問書（様式1）によりファミリクシ又は電子メール等で提出すること。口頭による質問に対する回答は行わない。
- ③ 質問の提出先 担当課に提出すること。

9 申請

申請にあたっては、以下の書類を提出すること。提出部数は正本1部、副本（写し）6部。なお、町が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

- （1）錦江町物産館にしきの里指定管理者指定申請書（様式2）
- （2）宣誓書（様式3）
- （3）団体又は法人の概要（様式4）
- （4）団体の規約又は法人の定款
- （5）履歴事項全部証明書
- （6）企画提案書（様式5）
- （7）収支計算書（様式6）
- （8）同意書（様式7）
- （9）印鑑登録証明書

10 管理経費（指定管理料）

下記の基準額を上限とし、原則としてこの金額を超える場合は選定しない。

委託料基準額（年間）940,000 円以内（令和9年度）

（委託料基準額についての詳細は別紙参照）

11 申請の提出

- （1）提出期間 令和8年10月21日（水）から令和8年10月30日（金）までの日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時必着とする。
- （2）提出場所 担当課まで提出すること。
- （3）提出方法 提出場所へご持参又は郵送とする。電子メールやファミリクシでの提出は認めない。
- （4）広 報 募集について、町広報誌及び町ホームページに掲載する。

12 選定方法

- (1) 指定管理者の選定に当たっては、指定管理者選定委員会において応募資格の確認の後、申請者のプレゼンテーションを実施し各委員が審査基準に沿ってそれぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。
- (2) 錦江町物産館にしきの里指定管理者及び貸付「売店コーナー・事務室など」の双方の申請をされた事業者を優先し選定する。

13 指定後の手続き

施設の管理業務等に関する細目的事項等については、町長と協議のうえ、基本協定を締結するものとし、各年度の指定管理者業務内容及び業務の実施の対価として支払われる指定管理料等を定める「単年度協議書」を締結する。また、指定管理者として指定された者は、町長と協議し、必要な指定管理準備事務を行うものとする。